

至誠館大学進路支援委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条の規定に基づき、至誠館大学進路支援委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の進路支援についての基本方針に関する事項
- (2) 学生の進路指導に関する事項
- (3) 学生の進路先の開拓に関する事項
- (4) 進路相談室の運営に関する事項
- (5) 学生の進路支援に係る調査及び連絡調整に関する事項
- (6) その他学生の進路支援に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 教育職員の中から学部長が指名する者
- (3) 学務課長
- (4) その他学部長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 第3条第1項第2号及び第3号の委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会以外の出席)

第7条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成19年 4月 1日 (制定)

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)